遺贈寄附の課税関係と税理士ができること

はじめに

「おひとりさま」や、子のいない夫婦のような「おひとりさま予備軍」の相続が増加してきています。そのため、相続人がいない、又はいても相続させたいとは望まない人もいます。

また、自分の遺産を公益に役立てたいと願う人も少なくありません。そのためには、遺言書によって寄附をすることも選択肢の一つです。

その場合、相続財産を現物で遺贈するのか、換価して現金を遺贈するのか選択が求められます。昨今は、公益法人等へ寄附する場合に、換価して現金での寄附を求められることから換価寄附が多くなってきています。

公益法人等へ寄附をした者が、被相続人であれば被相続人の準確定申告において、相続人であれば相続人の所得税の確定申告において、それぞれ寄附金控除として控除されます。

また、個人に対して遺贈があった場合には、相続税の対象となり（相法１の３)、普通法人が遺贈を受けた場合には、相続税ではなく法人税の対象となります（法法 22)。特定一般社団法人等や任意団体が遺贈を受けた場合には、それらの法人や団体を個人とみなして相続税が課税されます（相法 66、66 の２)。公益法人が遺贈を受けた場合は、法人税の対象とはなりません（法法７）が、個人とみなされ相続税が課税される場合があります（相法66④)。

一方、譲渡所得の基因となる資産を法人へ遺贈した場合、被相続人がその時の時価でその資産を法人に譲渡したものとみなして譲渡所得税が課税されます（所法 59①)。その納税義務は、相続人及び包括受遺者に承継されます。また、換価遺言によって譲渡所得の基因となる資産を換価した場合にも、譲渡所得税が課税されます。

そこで、遺贈寄附の課税関係を簡潔に解説し、遺贈寄附について相談された場合の税理士としての対応方法について私見を述べることとします。

令和３年７月

税理士法人　ファミリィ
代表社員・税理士　山本和義

Ⅰ．寄附金控除

1．寄附金控除

（1）遺言書による寄附の場合

遺言書によって相続財産を寄附する場合には、寄附者は被相続人となるので、寄附先が国等や認定 NPO法人、特定公益増進法人等であれば、被相続人の準確定申告において寄附金控除の適用を受けることができます。

（2）相続財産の寄附

相続人が相続で取得した財産から寄附をするのは、被相続人の遺志を汲んで行われることが多くあります。

この場合、あくまで相続人の意思によって寄附したものと考えられるので、寄附先が国等や認定 NPO法人、特定公益増進法人等であれば、相続人の所得税から寄附金控除の適用を受けることができます。ただし、寄附をした財産について、租税特別措置法第 40 条第 1 項《国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税》により譲渡所得等の非課税の適用を受ける場合の寄附金控除の対象となる金額は、その財産の取得価額（被相続人から引き継いだ取得価額）とされます（措法 40⑲）。

また、生前贈与加算の規定により相続財産に加算された財産や、相続時精算課税による財産については、「相続又は遺贈によって取得した財産」に該当しないこととされています（措基通 70-1-5）。

Ⅱ. 財産をそのまま遺贈する

1. 個人へ遺贈

相続又は遺贈によって財産を取得したことから、相続税の課税価格が、相続税の基礎控除額以上であれば相続税が課されます（相法１の３、相法 15）。

なお、相続人又は受遺者が配偶者及び一親等の血族以外の者である場合には、相続税額の２割加算の対象となります（相法 18）。

2. 法人へ遺贈

（1）普通法人へ遺贈

法人は、受贈益に対して法人税が課されますが、相続税の納税義務者に該当しません（法法 22②、相法１の３）。

譲渡所得の基因となる資産を法人へ遺贈した場合、相続開始時の時価で法人に譲渡したものとみなされ、死亡年の譲渡所得として課税されます（所法 59①）が、住民税については課税されません。

この場合、相続人又は包括受遺者が被相続人に代わって準確定申告を行い、納税義務を承継することとされています（通則法 5②、通基通 9）。なお、相続人又は包括受遺者が複数存在する場合は、法定相続分または包括受遺割合で納税義務を承継することとされています（通則法 5②、通基通 9）。

なお、被相続人に課された譲渡所得税は、相続税の申告上、債務控除の対象となります。

包括受遺者である法人が譲渡所得税を負担した場合には、法人税の申告上、損金の額に算入されます。しかし、受遺者である法人が特定受遺者であれば、準確定申告の納税義務者には該当しません。

また、同族法人に遺贈したことにより株式等の価額が増加した場合は、遺贈者から他の同族株主に対するみなし贈与の課税関係が生じます（相法９、相基通 9-2）。

コラム　譲渡所得に対する課税の趣旨とみなし譲渡課税

譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである（最高裁：昭和 43 年 10 月 31 日判決、最高裁：昭和 47 年 12 月 26 日判決）としています。

すなわち、譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下に生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法 59 条１項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移

転があった場合に当該資産について、その時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税できなくなる事態を防止するため、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される（最高裁：平成２年３月24日判決）としています。

（2）　特定一般社団法人等へ遺贈

社団法人又は財団法人が財産の遺贈を受けた場合、その受贈益に対して法人税が課されます（法法22②）。

しかし、その遺贈により遺贈をした者の親族等の相続税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合には、受贈した社団法人又は財団法人を個人とみなして、相続税（二割加算が行われます。）が課されます（相法66④）。この場合、受贈益に対する法人税と相続税の二重課税となることから、相続税の計算上、受贈益課税の法人税等は控除されます（相法66⑤）。

さらに、特定一般社団法人等の場合には、特定一般社団法人等の理事である者（その一般社団法人等の理事でなくなった日から５年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合には、その特定一般社団法人等は、その死亡した被相続人の相続開始の時におけるその特定一般社団法人等の純資産額をその時における同族理事の数に１を加えた数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等を個人とそれぞれみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課すこととされています（相法66の２）。

【取得したものとみなされる金額】

$$\frac{\text{相続開始の時における特定一般社団法人等の純資産額}}{\text{相続開始の時における同族理事の数} + 1}$$

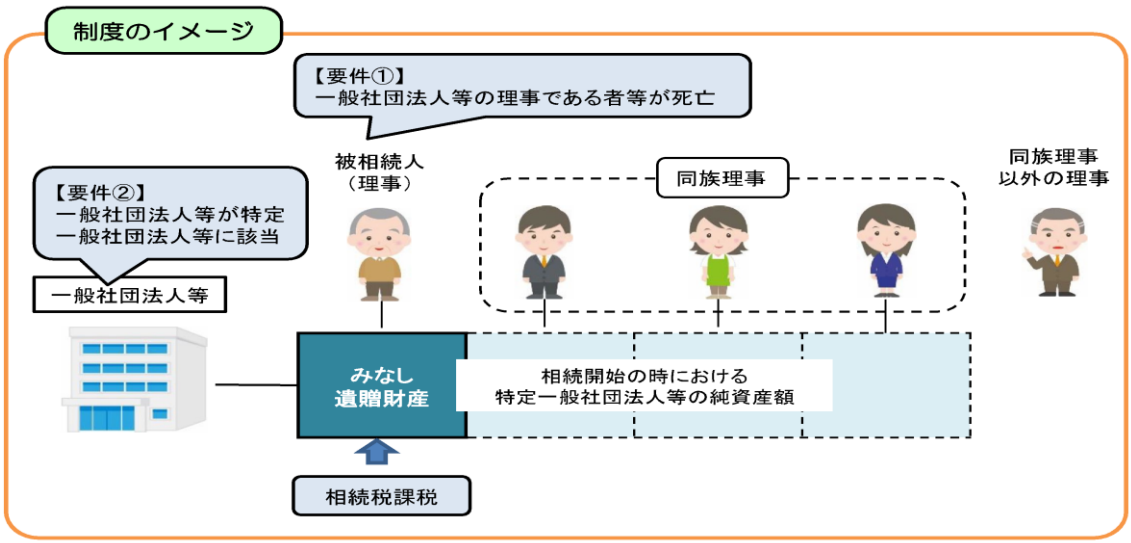

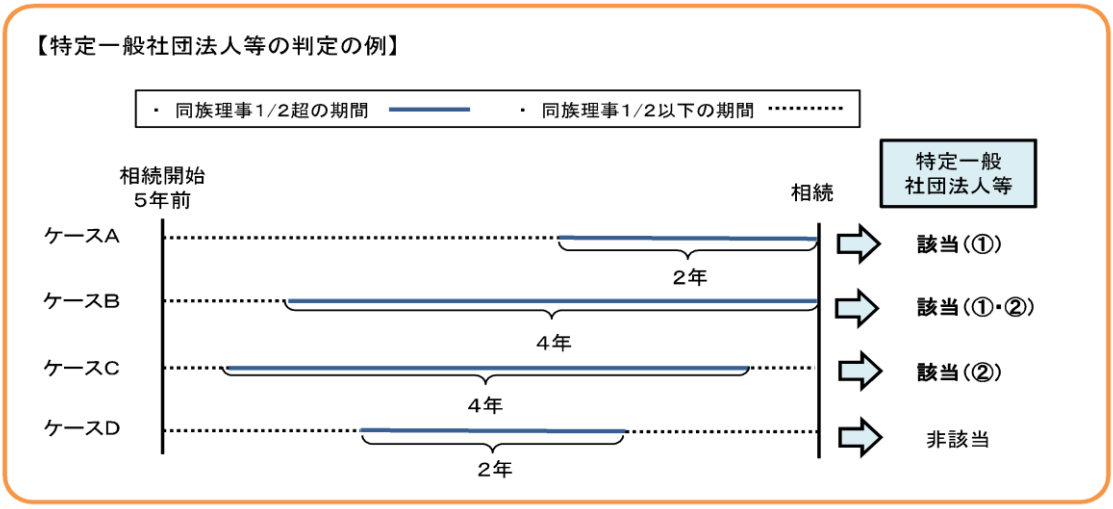

特定一般社団法人等が遺贈により取得したものとみなされる金額は、被相続人に係る相続人・受遺者が相続等により取得した他の財産の価額と合計され、それぞれの相続税額が計算されます。

この場合において、その特定一般社団法人等が被相続人の相続の開始前に相続税法 66 条４項の規定（下記、図表参照）により贈与税又は相続税が課されていたときは、その被相続人の死亡により特定一般社団法人等に課される相続税額からその贈与税又は相続税に相当する金額（控除対象金額）が控除されます（相令 34）。

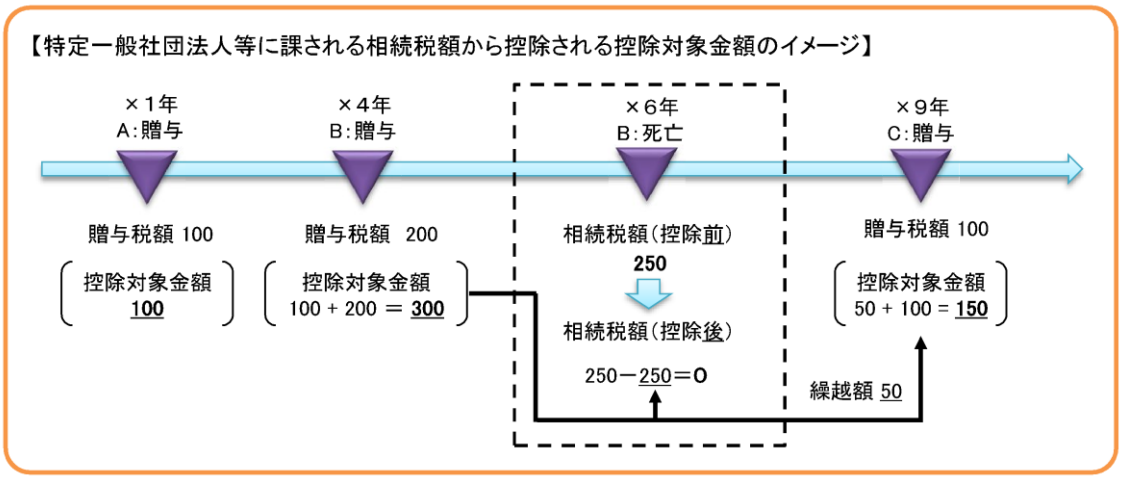

（図表の出典：特定の一般社団法人等に対する相続税の課税の概要　国税庁パンフレット）

※　特定一般社団法人等とは、以下に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等（注 1）をいいます

イ　相続開始の直前におけるその被相続人に係る同族理事（注 2）の数の理事の総数のうちに占める割合が 1/2 を超えること。

ロ　相続開始前５年以内において、その被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 1/2 を超える期間の合計が３年以上であること。

（注 1）「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人その他一定の一般社団法人又は一般財団法人を除きます。）をいいます。

（注 2）「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他のその被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

3. 国等又は公益法人へ遺贈

相続や遺贈によって取得した財産を国、地方公共団体、公益を目的とする事業を行う特定の法人又は認定非営利活動法人（認定 NPO 法人）に寄附した場合や特定の公益信託の信託財産とするために支出した場合は、その寄附をした財産や支出した金銭は相続税の対象としない特例があります。

（1）被相続人による遺贈があった場合の相続税の特例

国等又は公益法人が、遺贈によって取得した財産で公益を目的とする事業の用に供することが確実な財産の価額は、相続税の課税価格に算入されません（措法 70①）。

ただし、その財産を取得した者が、遺贈等により取得した日より 2 年を経過しても、公益事業の用に供していない場合においては、その財産の価額は遡ってその人の相続税の課税価格の計算に含まれます（措法 70②）。

（2）相続人による相続財産の寄附があった場合の相続税の特例

① 国、地方公共団体又は公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附した場合の特例（措法 70①）

この特例を受けるには、次の要件すべてに当てはまることが必要です。

イ 寄附した財産は、相続や遺贈によって取得した財産であること。

相続や遺贈で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も含まれます。

ロ 相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること。

ハ 寄附した先が国、地方公共団体、教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる公益を目的とする事業を行う特定の法人（以下「特定の公益法人」といいます。）又は認定非営利活動法人（認定 NPO 法人）であること。

（注）

1 特定の公益法人の範囲は独立行政法人や社会福祉法人などに限定されており、寄附の時点で既に設立されているものでなければなりません。

2 認定非営利活動法人（認定 NPO 法人）に対する寄附の場合は、その法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものでなければなりません。

② 相続や遺贈によって取得した金銭を特定の公益信託の信託財産とするために支出をした場合の特例（措法 70③）

この特例を受けるためには、次の要件すべてに当てはまることが必要です。

イ 支出した金銭は相続や遺贈で取得したものであること。

相続や遺贈で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も含まれます。

ロ その金銭を相続税の申告書の提出期限までに支出すること。

ハ その公益信託が教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる一定のも

のであること。

③　特例の適用除外

　次の場合はこれらの特例が適用できません。

イ　寄附を受けた日から２年を経過した日までに特定の公益法人、認定非営利活動法人（認定 NPO 法人）又は特定の公益信託に該当しなくなった場合や特定の公益法人又は認定非営利活動法人（認定 NPO 法人）がその財産を公益を目的とする事業の用又は特定非営利活動に係る事業の用に使っていない場合（措法 70②④）。

ロ　寄附又は支出した人あるいは寄附又は支出した人の親族などの相続税又は贈与税の負担が結果的に不当に減少することとなった場合（措法 70①）。

　例えば、財産を寄附した人又は寄附した人の親族などが、寄附を受けた特定の公益法人などを利用して特別の利益を受けている場合は、これに該当することになります。

租税特別措置法

第 70 条（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

２　前項に規定する政令で定める法人で同項の贈与を受けたものが、当該贈与があつた日から二年を経過した日までに同項に規定する政令で定める法人に該当しないこととなった場合又は当該贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、同項の規定にかかわらず、当該財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

３　相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を第一項に規定する申告書の提出期限までに特定公益信託（公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。次項において同じ。）のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した場合には、当該支出により当該支出をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

４　前項に規定する政令で定める特定公益信託で同項の金銭を受け入れたものが当該受入れの日から二年を経過した日までに同項に規定する政令で定める特定公益信託に該当しないこととなった場合には、同項の規定にかかわらず、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

（3）個人が国又は公益法人へ遺贈した場合の譲渡所得税

個人が法人に、譲渡所得の基因となる財産を寄附したときは、その財産を時価で譲渡したものとみなされて譲渡所得が課税されます（所法 59①）。

しかし、個人が法人に財産を寄附した場合でも譲渡所得が課税されない場合があります。

①　国や地方公共団体に対して財産を寄附した場合

この場合は、特に要件はなく何らの手続きも必要ありません（措法 40①）。

② 公益を目的とする事業を行う法人（以下「公益法人」といいます。）に対して財産を寄附した場合で、一定の要件に該当することについて国税庁長官の承認を受けたとき

この場合は、寄附をした財産が寄附をした日から 2 年以内にその公益法人の公益を目的とする事業の用に直接使われるなど一定の要件に該当することについて、国税庁長官の承認を受けるための申請書（「租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書」に必要な書類の添付があるものに限ります。）を財産の寄附があった日から 4 か月以内又は寄附した年分の確定申告期限のいずれか早い日までに納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（措法 40①）。

この非課税特例の適用を受けない場合には、普通法人への遺贈と同様に、被相続人の準確定申告により譲渡所得税の申告を行うことになります。

また、寄附をした日から 2 年以内にその公益法人の公益を目的とする事業の用に直接使われなかった場合やいったんその公益法人の公益を目的とする事業の用に直接使われたもののその後にその公益法人の公益を目的とする事業の用に直接使うのをやめた場合などは、国税庁長官の承認が取り消され、財産を寄附した者又は財産の寄附を受けた公益法人に所得税がかかります（措法 40③）。

租税特別措置法

第 40 条（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があった場合には、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかったものとみなす。

（以下、略）

３ 国税庁長官は、第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、当該贈与又は遺贈のあった後、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなったことその他の当該贈与又は遺贈につき政令で定める事実（前項に規定する事実を除く。）が生じた場合（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）には、第一項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、当該公益法人等を当該贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税を課する。

4. 任意団体（町内会、同窓会など）へ遺贈

任意団体へ遺贈があった場合の課税関係について、設例を用いて解説します。

【設例】

1. 被相続人　甲（令和３年４月死亡）
2. 相続人　いない
3. 相続財産　現金 2,000 万円
4. 遺言書　現金 2,000 万円を町内会へ遺贈する。

町内会（代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団）は、その構成員である町又は字の区域その他市町村内の一定の区域内に住所を有する者の利益のために活動するものであることから、相続税法 12 条１項３号に規定する「公益を目的とする事業を行う者」に該当しません。

したがって、相続税法 66 条１項の規定により、町内会に相続税が課税されます。

代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団は、法人税法では、法人とみなす（法法３）とされ、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課さないこととされています（法法７）。なお、法人税等が課された場合には、相続税から控除することとされています（相法 66⑤）。

また、代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団は、所得税法 4 条において、法人とみなされているので、遺贈者は遺贈財産が譲渡所得の基因となる資産である場合には、時価で譲渡したものとみなされ所得税が課税されます（所法 59①）。

設例の場合、相続人がいないことから、相続税の基礎控除額は 3,000 万円となり、相続税の課税価格は基礎控除額以下であることから、結果として相続税は課されません。

なお、町内会に相続税が課される場合には、相続税額の 2 割加算の規定の適用を受けることになります。

法人税法

第３条（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（第七十五条の三（電子情報処理組織による申告）及び別表第二を除く。）の規定を適用する。

第７条（内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税）

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

所得税法

第４条（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第１を除く。）の規定を適用する。

第59条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。

一　贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）

二　著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

相続税法

第12条（相続税の非課税財産）

次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

一　略

二　略

三　宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続又は遺贈により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

第66条（人格のない社団又は財団等に対する課税）

代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があった場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。（以下、略）

2～3　略

４　前三項の規定は、持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と読み替えるものとする

５　第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

Ⅲ. 財産を換価して遺贈する

疎遠な相続人（例えば、兄弟姉妹など）には相続させずに、公益法人等へ寄附するときに、死後に不動産を売却しお金に換えて寄附をするという清算型の遺贈によることがよくあります。

これは、寄附を受ける法人が、原則として寄附を受ける財産は「金銭」とする、としていることに原因があります。

ユニセフ（よくあるご質問）

Q　現金以外（不動産や有価証券など）も寄付できますか？

不動産、株式、骨董品などの動産、貸付金などの債権のご寄付は、なるべく遺言執行者となられる方が現金化（換価処分）し、税金・諸費用を差引いた上でご寄付いただくようお願いしております。しかしながら、ご希望の場合には当協会から不動産を現金化させていただくこともできます。なお、不動産のご寄付は現金化が前提となります。そのため、ご寄付をご検討いただく際は当協会まで事前にお問い合わせください。

日本赤十字社（遺贈・相続財産寄付 ご案内パンフレット）

遺贈する財産の換価・換金(現金化)について

遺言書には、遺言者の有する不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価・換金し、諸費用・税金などを控除したうえで、日本赤十字社に遺贈する旨をご記載ください。

遺言執行者にて換価・換金が難しい場合は、事前にご相談ください。

1. 個人へ換価遺贈

（1）譲渡所得税

遺言執行者の定めのある遺言書の場合、遺産の換価処分は遺言執行者において行うこととする遺言では、この換価処分は遺言執行者の職務（民法 1012）としてなされるものであり、また、遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生じます（民法 1015）。

清算型の遺贈で、遺言執行者がする相続財産である不動産の売却手続きでは、一般的には、被相続人→相続人→買受人の順に所有権は移転することが登記簿上記載されます。その場合、相続人→買受人の所有権移転の登記原因は「売買」となり、登記簿上の譲渡者は相続人となます。

しかし、相続人を経由する登記は、所有権移転の経緯を明確に記載するという登記制度の要請に基づきされたもので、かつ、遺言の目的を達成する過程において為されるものと考えられます。この場合、遺言執行者は相続人の協力を得ることなく相続財産を処分し得るので、相続人は何ら譲渡に関与することはありません。

改正前の民法では、遺言執行者は相続人の代理人とされていた（旧民法 1015）ため、相続人の承認がなければ相続登記ができないなど、その行為は制限されていて、換価遺贈の場合等の遺言の執行が難航するケースがあったため改正されました。

なお、この改正は、民法改正の施行日（令和元年７月１日）前にされた特定の財産に対する遺言に係る遺言執行者による執行については適用されません（改正附則 8②）。

① 換価遺言が特定遺贈の場合

特定遺贈とは、遺言者が相続財産のうち特定の財産を具体的に特定して、指定した人に遺贈することを指します。たとえば、「遺言者は、遺言者の有する次の土地を、遺言者の甥Ａ男に遺贈する。」というように特定の物や権利を目的としているのが特定物遺贈で、「現金100 万円をＢ男に遺贈する」といった金銭や種類物（注）を目的としているのが不特定物遺贈となります。

換価遺言は不特定物遺贈とされ、受遺者は相続財産に対して物権的効力は有しませんが、遺言により相続開始の時から財産の換価代金を受け取ることが確定しているので、譲渡所得は受遺者に帰属し、原則的には、受遺者に譲渡所得税が課されます。

（注）種類物とは、物としての個性を持たず、債権の目的物を種類と数量のみを指定できる物を指します。

なお、受遺者が法人の場合には、通常の遺贈と同様に所得税法 59 条の適用対象となり、相続人が又は包括受遺者が被相続人の納税義務を承継することになります。

② 換価遺言が包括遺贈の場合

包括遺贈とは、一般に遺言により無償で全部または何分の一という割合で遺産を譲与することといわれています。

包括遺贈では、「受遺者は、……その受遺分に応じて、当然に、遺言者の資産及び負債を承継するから、実質的には、新たに受遺分を相続分とする相続人が設定されたのに等しい」とされ、また、旧民法財産取得編の規定によれば、「包括ノ遺贈」は、権利のみならず債務も目的とされていたことなどに照らせば、包括遺贈には債務（負債）の承継も包含されることになります。

包括遺贈では、遺贈による物権的効力が生じ、換価される相続財産は受遺者が所有権者であるので、譲渡所得は相続人又は包括受遺者に帰属し、相続人又は包括受遺者に譲渡所得税が課されます。

遺産の換価処分に係る譲渡所得については、民法に定める相続分に応じて各相続人又は包括受遺者が申告する必要があります。この場合、収入金額は「売却代金×受遺者が取得した金銭の額÷売却後に分配された金銭の総額」により計算し、受遺者が個人の場合は、被相続人から引き継いだ取得費を控除して譲渡所得を計算します（所法 60）。

（2）相続税

相続又は遺贈によって財産を取得したことから、相続税の課税価格が、相続税の基礎控除額以上であれば相続税が課されます。

譲渡所得の基因となる資産を換価遺贈し、その他の財産は他の相続人に相続させるとした場合には、相続税の課税価格は、遺贈によって取得した金銭の額ではなく、相続財産の相続税評価額との調整計算を行うことになります。

なお、受遺者が配偶者及び一親等の血族以外の者が遺贈によって財産を取得した場合には、相続税額の２割加算の対象となります。

2. 法人へ換価遺贈

法人へ換価遺贈があった場合の課税関係は、以下のようになります。

（1）普通法人の場合

法人は、受贈益に対して法人税が課されますが、相続税の納税義務者に該当しません（法法 22②、相法 1 の 3）。

遺贈者は遺贈財産を、相続開始時の時価で法人に譲渡したものとみなされ、被相続人にみなし譲渡所得課税が行われ死亡年の譲渡所得として課税されます（所法 59①）が、住民税については課税されません。

この場合、相続人又は包括受遺者が被相続人に代わって準確定申告を行い、納税義務を承継することとされていて（通則法 5②、通基通 9）、法人が負担した譲渡所得税は法人税の計算上損金に算入されます。

なお、相続人又は包括受遺者が複数存在する場合は、法定相続分または包括受遺割合で納税義務を承継することとされています（通則法 5②、通基通 9）。

一方、受遺者である法人が特定受遺者であれば、準確定申告の納税義務者には該当しません。

なお、同族法人に遺贈したことにより株式等の価額が増加した場合は、遺贈者から他の同族株主に対するみなし贈与の課税関係が生じます（相法 9、相基通 9-2）。

（2）国等又は公益法人へ換価遺贈

国等又は公益法人が、遺贈によって取得した財産で公益を目的とする事業の用に供することが確実な財産の価額は、相続税の課税価格に算入されません（措法 70①）。

ただし、その財産を取得した者が、遺贈等により取得した日より 2 年を経過しても、公益事業の用に供していない場合においては、その財産の価額は遡ってその人の相続税の課税価格の計算に含まれます（措法 70②）。

また、個人が法人に財産を寄附したときは、その財産を時価で譲渡したものとみなされて譲渡所得が課税されます（所法 59①）が、国や地方公共団体に対して財産を寄附した場合は、特に要件はなく何らの手続きも必要なく、所得税は課されません（措法 40①）。

一方、公益法人に対して財産を寄附した場合で、一定の要件に該当することについて国税庁長官の承認を受けた場合は、寄附をした財産が寄附をした日から 2 年以内にその公益法人の公益を目的とする事業の用に直接使われるなど一定の要件に該当することについて、国税庁長官の承認を受けるための申請書を一定の期間内に提出し、承認を受けた場合には、所得税は課されません（措法 40①）。

なお、寄附をした日から 2 年以内にその公益法人の公益を目的とする事業の用に直接使

われなかった場合などにおいては、国税庁長官の承認が取り消され、財産を寄附した者又は財産の寄附を受けた公益法人に所得税がかかります（措法 40③）。

しかし、これらの法人に対する換価遺贈による遺贈寄附の場合には、換価代金の全部又は一部を寄附する旨の遺言をしたとすると措置法 40 条の適用はありません。

税大論叢で小柳誠教授が「換価遺言が行われた場合の課税関係について」において、具体例を 6 つ提示して課税関係を詳しく紹介していますので、そのうちの一つの事例を引用して課税関係を再確認することとします。

【前提条件】

被相続人は、相続財産として、土地（相続税評価額：１億円）と預貯金（相続税評価額：3,000 万円）を所有し、借入金債務（2,900 万円）を有していた。

遺言により土地を換価し、換価による譲渡収入金額は、１億 2,000 万円で、遺言執行費用（100 万円）と借入金債務（2,900 万円）を清算し、その残金（9,000 万円）を受遺者に遺贈するものとする。

【一部の財産（土地）を換価、それを割合的に又は残額全部を分配する場合】

（１）相続人が存在する場合【事例④】

受遺者は、個人甲（第三者）、個人乙（相続人）、法人Ａの三者で、乙に預貯金を遺贈し、甲に土地の換価清算後の残金のうち 1,000 万円、Ａに残額全部を分配する旨の遺言により、それぞれ、甲 1,000 万円、乙 3,000 万円、Ａ8,000 万円を取得した。

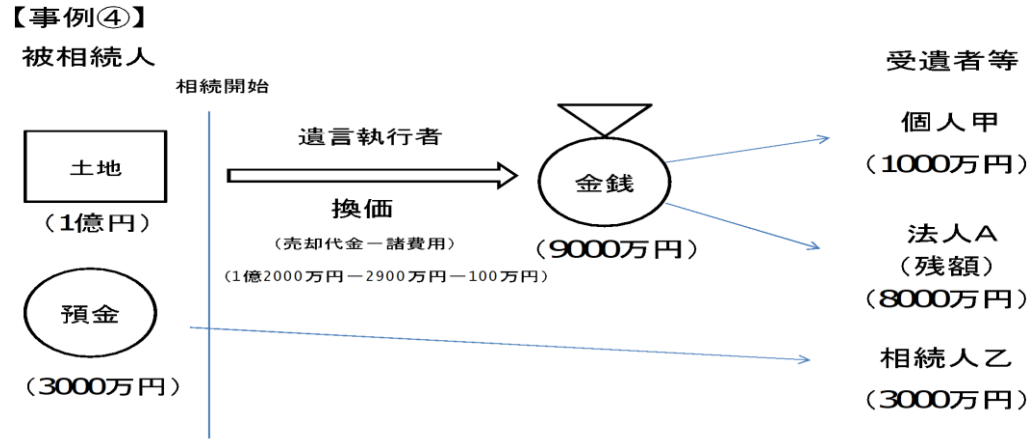

（法的性質）

相続人には預貯金の特定遺贈で、かつ、甲、Ａに対して債務を承継させる包括遺贈である

と解する場合もありうるが、遺言者の意思が明確でない場合には、甲、Ａに対しては不特定物（金銭）の遺贈となると考えられる。

①　包括遺贈の場合

（相続税）

甲は、Ａと清算後の残金の取得割合による包括遺贈で土地を取得したことになり、その課税価格は、1,111 万円（※）となる。

（※）土地（相続税評価額１億円）×1,000 万円（甲が取得した金銭）÷9,000 万円（換価後の分配した金銭の総額）≒1,111 万円

甲は、包括遺贈の割合で借入金債務を負担するから、債務控除の額は、322 万円（2,900 万円×1,000 万円÷9,000 万円≒322 万円）となる。

乙は、特定遺贈により預貯金 3,000 万円を取得する。

Ａは、法人であるから相続税の納税義務者にはならない。

（譲渡所得）

甲とＡの包括遺贈による割合が、上記の清算後の残金の割合になる。甲は、譲渡所得の収入金額を 1,333 万円（※）とし、所得税法 60 条により被相続人から引き継いだ取得費を控除して、譲渡所得を計算することになる。

（※）換価代金 12,000 万円×1,000 万円（甲が取得した金銭）÷9,000 万円（換価後の分配した金銭の総額）≒1,333 万円

一方、法人である A が土地（9 分の 8）を包括遺贈により取得するから、所得税法 59 条の適用により、土地（9 分の 8）部分について、被相続人にみなし譲渡課税が行われることになる。なお、この場合、国税通則法５条の規定により、甲と A が被相続人の所得税の納税義務を承継することになる。

②　不特定物遺贈の場合

（相続税）

甲は、金銭 1,000 万円を遺贈により取得する。ただし、課税価格は、相続財産の相続税評価額との調整計算を行うことになるから、1,111 万円（※）となる。

（※）土地（相続税評価額１億円）×1,000 万円（甲が取得した金銭）÷9,000 万円（換価後の分配した金銭の総額）≒1,111 万円

甲は、借入金債務を負担していないので、債務控除することはできない。

乙は、特定遺贈により預貯金 3,000 万円を取得する。

Ａは、法人であるから相続税の納税義務者にはならない。

（譲渡所得）

甲とＡは、遺贈により金銭として取得した割合で、換価清算後の残金に係る請求権を有していたことになる。

甲は、譲渡所得の収入金額を 1,333 万円（※）とし、所得税法 60 条により被相続人から引き継いだ取得費を控除して、譲渡所得を計算することとなる。

（※）換価代金 12,000 万円×1,000 万円（甲が取得した金銭）÷9,000 万円（換価後の分配した金銭の総額）≒1,333 万円

一方、法人であるＡも金銭を遺贈により取得するが、それは、実質的には換価土地が変化したものであり、所得税法 59 条が適用される場面であるから、法人 A に資産が移転されたと考えられる割合（9 分の 8）について、被相続人にみなし譲渡課税が行われることになる。この場合、国税通則法 5 条の規定により、相続人乙が被相続人の所得税の納税義務を承継することになる。

Ⅳ. 遺贈寄附について相談された場合の税理士としての対応方法

遺贈寄附について相談された場合に、税理士としてどのように対応すれば良いかについて、私見を述べることとします。

1. 課税関係を説明する

遺贈（寄附）があった場合の相続税の課税関係を図表にすると、以下のようになります。

受遺者	遺贈があった場合の課税関係（※）	根拠条文
個人	相続税	相法１の３
普通法人（同族法人）	法人税	法法 22②、相法１の３
	株式等の価額が増加した場合、みなし贈与課税	相法９、相基通 9-2
普通法人（第三者の法人）	法人税	法法 22②、相法１の３
国又は地方公共団体	課税なし	措法 70①
公益法人	原則課税なし	措法 70①、措法 70②
特定一般社団法人等	相続税	相法 66 の２ほか
任意団体	相続税	相法 66①、法法７

（※）上記の図表では、換価遺贈があった場合の譲渡所得税については割愛しています。

また、譲渡所得の基因となる資産を法人へ遺贈した場合、被相続人がその時の時価でその資産を法人に譲渡したものとみなして譲渡所得税が課税されます（所法 59①）。その納税義務は、相続人及び包括受遺者に承継されます。また、換価遺言によって譲渡所得の基因となる資産を換価した場合にも、譲渡所得税が課税されます。

以上のように、遺贈（寄附）があった場合の課税関係は、受遺者が誰かによって異なります。また、譲渡所得の基因となる資産を法人へ遺贈した場合に、被相続人に譲渡所得税が課されますが、その納税義務は、相続人及び包括受遺者が承継することとされています。

そのため、誰に遺贈したいのか、遺贈財産は譲渡所得の基因となる資産か否かなどを確認して、不用意な課税を受けないよう適切なアドバイスが必要となります。

2. 遺言書の作成

遺言による相続では、相続人の中に遺留分権利者がいる場合には、遺留分権利者の遺留分にも目配りしておかなければなりません。また、相続人が不存在の人は、遺言書で相続財産全部の包括遺贈をしておけば、民法 951 条（相続財産法人の成立）にいう「相続人のあることがあきらかでないとき」に当たらないものと考えられます（最高裁：平成９年９月 12 日判決）ので、相続人不存在となる人は「全部包括遺贈」による遺言書を残しておくことをアドバイスが欠かせません。

さらに、譲渡所得の基因となる資産を法人へ遺贈する場合には、「特定遺贈」によるもの

か、「包括遺贈」によるものかによって、被相続人の譲渡所得の納税義務の承継者が異なることなります。

民法 964 条は、「遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる」と規定しています。

包括遺贈では、権利だけでなく債務も承継し、受遺者が相続人と同一の権利義務を取得する（民法 990）のに対し、特定遺贈では、受遺者がその財産的利益だけを取得するという違いがあります。そのため、相続人や包括受遺者以外の者に対して、負担付遺贈（例えば、土地建物を遺贈する代わりにローンを返済してください）を行う場合には、土地建物の相続税評価額からローンの額を差し引いた金額が土地建物の課税価格となります。しかし、本来の「債務控除」はできないため、あくまで特定受遺者が取得した財産の評価額を限度に、ヒモ付きの債務しか控除できない点に注意が必要です。

東京高裁（平成 10 年 9 月 10 日：判決）

遺言者が遺言によりした財産の処分が、包括遺贈に当たるのか、特定遺贈に当たるのか、その遺贈の内容がどのようなものかなどの解釈に当たっては、遺言書中の当該文言を形式的に判断するだけでなく、遺言書を作成した遺言者の真意を探求すべきものであり、遺言書が複数の条項からなる場合にそのうちの特定の条項を解釈するに当たっては、当該条項のみを他から切り離してその文言を形式的に解釈するだけでは十分ではなく、遺言書の他の文言との関連、遺言書作成当時の事情等を考慮して、遺言者の真意を探求し、当該条項の趣旨を確定すべきである。

以上のことから、遺贈（寄附）について相談を受ける場合には、遺言書の作成についてのアドバイスは必須の項目と考えられます。

3. 寄附する公益法人の選択と生前対策

高齢の者から遺産を公益法人へ遺贈寄附したいという相談を受けることがあります。その場合、どのような公益に寄与したいと願っておられるのか確認して、希望に叶う公益事業をしている公益法人を複数紹介し、本人に決めてもらうようにします。

また、公益法人が寄附を受ける場合には、遺産を現金化して寄附することを希望していますので、そのことを説明し、生前に譲渡所得の基因となる資産については換金処分をしてもらっておくようにします。

当然に、遺言書によって寄附をすることになりますので、遺言書の作成も欠かせません。